

大人になると巻き込まれやすくなる消費者トラブルに注意!

2017年1月15日号

「20歳になったばかりのある日、SNSで知りあった女性に自己啓発セミナーを勧められ、お金がないという銀行ローンカードを作るよう指示され、借金をして支払った後、業者と連絡が取れなくなった。」「20歳になった翌日にSNSで知りあった知人から、仮想通貨で簡単に儲けることができると勧誘され支払ったが儲からない。」など、20歳になった若者からの相談があります。

未成年者が行った契約は原則取り消すことができますが、大人になると未成年者のような保護はありません。一旦契約を結ぶと、やっぱりやめたいと思っても容易にやめることはできず、代金支払い義務を負うこととなります。

うまい話には飛びつかない、冷静になって考える、きっぱりと断る勇気を持つことが必要です。不安なことがあれば消費生活センターに相談しましょう。